

## 平成 31 年 3 月の市民の声（全 9 通のうち 8 通）

◇国道 17 号六日町バイパス及び上越魚沼地域振興快速道路八箇峠道路について

### 【ご意見・ご提案など】

国道 17 号と上沼快速道路(253 号)の交差の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

(平成 31 年 3 月 8 日)

### 【お返事】

国道 17 号六日町バイパスと上越魚沼地域振興快速道路八箇峠道路の両道路は、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所が整備事業を実施しています。六日町バイパスと八箇峠道路との交差点までの事業進捗と今後の見通しについて、南魚沼市が把握している内容を回答します。

八箇峠道路については、平成 29 年 11 月に十日町市八箇と南魚沼市野田の間が開通しました。現在、野田から国道 17 号六日町バイパスまでの間の事業が進められています。

野田から関越自動車道までの区間は、事業用地の確保が済んでいます。現在、跨道橋の設置が進められており、これから設置する箇所の協議や設計が進められています。また、関越自動車道との交差部については、掘削工事の設計が進められています。さらに、関越自動車道から六日町バイパスの間は、東日本高速道路株式会社や地元との設計協議が進められており、事業用地の確保が進められる予定です。現在のところ、この区間の完成時期について長岡国道事務所からの発表はありません。

国道 17 号六日町バイパス事業は、現在、県道十日町六日町線と国道 253 号の間の整備が進められています。この区間では、近尾川の橋梁工事が完了し、市道の付け替え工事等が実施されています。今後、道路横断部の用排水路の設置工事や、バイパス本線の道路工事が進められていくこととなります。この区間においても、長岡国道事務所から完成時期の発表は

行われていません。

両事業とも、完成時期が未定となっておりますので、現状では交差部分の完成時期も「未定」と考えています。

(担当：都市計画課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇議場内階段への手すりの設置について

**【ご意見・ご提案など】**

毎回議会の傍聴に伺っております。議場の階段のところに手すりがあったら大変ありがたいです。高齢者もいらっしゃるし、おみ足の悪い方もおいででしたので考えていただきますように。

(平成 31 年 3 月 6 日)

**【お返事】**

ご指摘いただいた手すりにつきましては、直ちに設置しました。ご意見ありがとうございました。

(担当：財政課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇ゴミのポイ捨てについて

### 【ご意見・ご提案など】

一の宮農具市へ歩いて行ってきました。途中の道路にごみの多さに驚いています（カン、ペットボトル、タバコ、マスクほか）。

観光と農業で生活している市から清掃をお願いします。広報等で一般の常識を喚起してもらいたい。

気分よく歩ける市に、お願いします。

（平成 31 年 3 月 12 日）

### 【お返事】

毎年、雪解けの時期になると、冬の間には不法投棄されたと思われる多くのごみが市内のあちこちで見つかります。これら一つ一つを全て市で回収することは困難であり現実的とはいえません。

このため、市では例年 4 月下旬に市内全域を対象として、行政区の協力を得ながら春の一斉清掃を実施しています。これは、各行政区長が中心となり、市民の参加によりお住いの地域周辺のごみ拾いを行っていただくものです。こうした活動は、街をきれいにするだけでなく、市民一人ひとりに意識を持っていただくことで不法投棄の防止に向けた啓発活動にもなっているものと認識しています。

市には、年間 40～50 件の不法投棄に関する通報があります。ごみの大量投棄、大型ごみ、処理困難物など、急を要するものや危険を伴うもの、環境汚染につながる恐れがあるもの、悪質と思われるものなどは、市が回収するなど早急に対応しています。

また、地域の皆様や各種団体が協力してごみ拾いを行う場合、申請によりボランティア袋を支給して、ごみ処理料金を免除する制度があります。ボランティア清掃には、毎年約 30 団体、延べ 1,800 人程の方にご協力いただいています。

不法投棄の防止対策としては、毎年市報 4 月号への掲載と市のウェブサイトへの掲載により啓発に努めています。また、行政区の希望により不法投棄禁止（ポイ捨て禁止）看板を支

給しています。不法投棄が頻繁にある箇所については、監視カメラを設置して、市が定期的に巡回するなど注視しています。

今後とも、このような取組を継続的に実施し、市民のご協力をいただきながら不法投棄の防止に努めてまいります。

(担当：廃棄物対策課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇スクールバスへのドライブレコーダーの設置について

### 【ご意見・ご提案など】

勝又議員が議会にてスクールバスにドライブレコーダー設置と質問していますがどうして設置しないのでしょうか疑問です。児童の安全確保のために是非ともスクールバスにドライブレコーダーを設置願います。

#### 参考資料

1) 平成 30 年南魚沼市交通安全実施計画書

どうしてスクールバスにドライブレコーダー設置に関して触れていないのでしょうか

<http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/kurashitetuduki/douro/koutuu/1519805671565.html>

スクールバスも貸切バスと同様とみなしてもよろしいのではないのでしょうか

2) 貸切バスのドライブレコーダー設置の義務化

[https://driver-times.com/driver\\_job/driver\\_bus/1055144?page=2#num\\_4714018](https://driver-times.com/driver_job/driver_bus/1055144?page=2#num_4714018)

3) 国交省事故対策支援事業

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushil.html>

4) 三条市スクールバスにドライブレコーダー設置

[http://www.kenoh.com/2013/08/23school\\_bus.html](http://www.kenoh.com/2013/08/23school_bus.html)

(平成 31 年 3 月 12 日)

### 【お返事】

まず、スクールバスへのドライブレコーダー設置が市の交通安全実施計画で触れられていない点についてです。

市の交通安全実施計画は、交通安全対策基本法第 26 条に基づき交通安全全般に関して市全体で取組むべき施策について、

毎年 2 月に開催している南魚沼市交通安全対策会議において承認を得て、市全体の計画として策定しているものです。市所有のスクールバスへのドライブレコーダー設置は、市独自の取組であり、市全体の計画に盛り込むことは適当ではないと考えます。

ドライブレコーダー導入のメリットとして、事故や事故につながりかねない運転の記録映像を見ることで、運転手が自身の事故を起こしやすい運転を客観的に確認することができることから、安全運転に対する意識向上が図られ、結果として交通事故防止の効果があるといわれています。

一方で、「事故記録には有用だが、交通安全教育には応用できない」といった声も多く、各事業所が交通安全教育にどう活用していくかが大きな課題であり、導入にあたっては十分検討する必要があると考えます。このような状況において、ドライブレコーダー設置の推進を市の交通安全実施計画に盛り込むことは現時点において時期尚早と考えます。

次に、スクールバスへのドライブレコーダー設置についてです。

ドライブレコーダーについては、バスの重大事故や、あおり運転等の事件を受けて急速に普及が進んでおり、当市においてもその必要性を認識しているところです。現在、市では 29 台の通園・通学バスを所有しており、このうち、平成 30 年度中に、新たに 5 台の設置を進め、計 6 台となる予定です。

今後も、順次設置を進め、通園・通学時の安全確保に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：環境交通課・財政課)  
問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇市民バスについて

### 【ご意見・ご提案など】

市役所から基幹病院へのバスがないのはなぜか。かかりつけ医で紹介状をもらっても足がないので行けない。市民病院行はあるのに。基幹病院へも出してほしい。

電車とバスの乗り継ぎでは不便だ。

以前もはがきを書いたが回答がない。

(平成 31 年 3 月 25 日)

### 【お返事】

市では移動手段を持たない方の日常生活における足を確保し、交通空白地域を解消することを目的として、路線バスと同じように運輸局の許可を受け、定期路線として市民バスを運行しています。

市民バスは、公共交通機関が運行していない地域と、その地域の方が主に利用する医療機関や商業施設、公共施設をつなぎ運行するようコースを設定しています。

現在、市役所本庁舎に停車する市民バスは、六日町・塩沢地域を運行しています。市役所本庁舎から大和地域の魚沼基幹病院へ向かう市民バスはありません。乗り継ぎは不便とのご意見をいただいておりますが、六日町・塩沢地域から魚沼基幹病院への通院については、電車や路線バスをご利用いただくことを前提に考えています。

六日町駅から魚沼基幹病院へ行く場合、JR上越線や路線バスをご利用いただき浦佐駅に行っていただければ、浦佐駅と魚沼基幹病院をつなぐ路線バスや市民バスをご利用いただけます。また、路線バス「六日町＝野田＝五日町＝大崎＝浦佐線」は、六日町駅から出発して魚沼基幹病院の入口交差点に止まる路線です。乗り継ぎのない交通手段の一つとしてご検討ください。

市役所本庁舎から魚沼基幹病院行きのバスにつきましては、すぐにご要望にお応えすることはできませんが、引き続き利用者の利便性向上のため検討していきます。



(担当：都市計画課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇市県民税税額決定通知の所得割の表示方法について

### 【ご意見・ご提案など】

平成 30 年度市民税県民税税額決定納税通知書（以下納税通知書とする）の所得割額の表示方法について

所得割額の計算方法は 100 円未満切り捨てとなっているが納税通知書では 100 円未満切り捨てとなっていない。年税額で 100 円未満切り捨て対応となっている。

私の通知書では所得割額で市民税 40 円・県民税 60 円の切り捨て分が表示されている。合計の年税額で 100 円未満が切り捨てられて結果としては正しいが所得割額の金額の表示方法に誤りがあるのではないか。

（平成 31 年 3 月 27 日）

### 【お返事】

ご意見をいただきました市民税・県民税税額決定納税通知書（以下納税通知書とする）の所得割額の表示につきまして、南魚沼市では以下のように解釈し運用しています。

個人の市民税や県民税の税額の端数処理については、地方税法第 20 条の 4 の 2 第 3 項に、「地方税の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる」と規定されています。

「税額の確定金額」とは、市民税や県民税では税額控除の規定の計算を行った後の金額（均等割額と所得割額の合算後の金額）のことをいいます。

「均等割額と所得割額を合算した後の「確定金額」に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる」ということなので、所得割額を算出した時点では端数処理は行わず、均等割額との合算後に端数処理をしています。

このため、納税通知書の「所得割額」欄には、100 円未満切り捨て処理前の金額を表示しています。（なお、個人の市民税と県民税は、それぞれの税額ごとに端数処理を行うものとされています。）

以上のことから、端数処理前の金額表示については誤りではないと認識しています。しかし、今回のご意見により、市民税・県民税を口座振替や年金天引きで納付していただく方の納税通知書は、計算の流れの説明が不足していることがわかりました。

表の修正等については時間や経費を要することから、平成31年度の納税通知書の様式は現状のままとなります。今後、費用対効果も含めて修正についての検討を行い、よりわかりやすい記載となるよう努めてまいります。

(担当：税務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇寄附金控除について

### 【ご意見・ご提案など】

南魚沼市立総合支援学校は 地方公共団体に該当するものでしょうか。該当しない場合税額控除を受ける方法はあるのでしょうか。

(下記参照)

寄附金関係の税制について

個人や法人が行った国や地方公共団体に対する寄附金のみならず、国立大学法人や公立大学法人、大学共同利用機関法人等（これらを総称して「公共法人」という。以下同じ。）に対する寄附金、学校法人や独立行政法人、国立研究開発法人等に対する寄附金については、以下の通り税制上の優遇措置が講じられています。

### ○個人が寄附した場合の税制上の優遇措置

個人が行った寄附金については、一定額を所得税の課税所得から控除することができる「寄附金控除」の制度が設けられています。

上記法人へ寄附金を支出した場合は、所得控除制度が適用され、寄附金額（総所得金額の40%が上限）から2,000円を差し引いた額が課税所得から控除されます。

さらに、個人が一定の要件を満たした学校法人等へ寄附金を支出した場合は、税額控除制度の適用を受けることができ、寄附金額（総所得金額の40%が上限）から2,000円を差し引いた額の40%を所得税額から控除（所得税額の25%が上限）することができます。この税額控除制度は、所得控除制度と比較していずれか有利な方法を選択することができます。

このほか、当該寄附金が、地方公共団体による指定を受けた法人への寄附金である場合には、以上の優遇措置に加えて、寄附金額（総所得金額の30%が上限）から2,000円を差し引いた額の10%（※）が住民税から控除されます。

※ 都道府県が指定した寄附金の場合は4%、市町村が指定した寄附金の場合は6%、都道府県と市町村がともに指定した寄附金の場合は10%となります。

(平成 31 年 3 月 27 日)

**【お返事】**

南魚沼市立総合支援学校への寄附は、それが学校の入学に関する寄附ではなく、かつ学校自体への寄附である場合、市への寄附と同様の扱いとなります。所得税における寄附金控除や住民税における税額控除は、ご提示いただいたとおりです。

なお、寄附先が市立学校そのものではなく、附属する任意団体等(後援会等)である場合には前述の取扱いとは異なり、寄附金控除あるいは税額控除の対象とならないことが想定されますのでご注意ください。

(担当：税務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇ 鉄道路線について

### 【ご意見・ご提案など】

鉄道路線で下記を JR 東日本に求め、かつ可能なのであれば協力をお願いしたいです。交通弱者に対しても利用しやすくなり、確実に利便性や安全性が向上して利用者獲得も期待できます。内容によっては関連項目も含んでいます。

#### ○ 上越新幹線

- ・ グラunkラスを全列車へ導入を目指す
- ・ ときたたにがわを増発する
- ・ ガーラ湯沢駅発着も。ホーム長さの関係で東北新幹線で見られる分割可能な車両導入を挙げたいです。
- ・ ときの停車駅を減らして速達性を上げる
- ・ たにがわを新潟駅へ乗り入れる
- ・ 北陸新幹線の開通により減便されました。しかし大動脈であることは変わりないですし、自家用車や高速バスとの対抗策でも有効なはずです。県民も嘆いているようです。

#### ○ 上越線 只見線（全線復旧後） 北越急行

- ・ スノーラビットを 5 往復に増発して妙高高原駅に延伸
- ・ 確実に座れる座席定員制を始める
- ・ 座席整理券を活用、えちごトキめき鉄道路内は除きます。
- ・ 全列車を直江津駅と越後湯沢駅に乗り入れる
- ・ スノーラビット以外の列車は上越線内各駅と黒井駅に全部停車する
- ・ 水上駅で高崎駅方面と同一ホームで接続する
- ・ 只見線で浦佐駅へ全て乗り入れる

#### ○ Suica

利用可能な駅や路線を拡大。上越線など JR 東日本の路線でももちろん、直通運転先のえちごトキめき鉄道や北越急行に求めてほしいです。将来的には全ての路線で利用可能になり、分かれているエリアの一体化も夢ではないです。ただ上越線や只見線で本数が極端に少ない区間ではコストの課題も多いとみています。その場合、車載型 IC 改札機の搭載で対応はど

うですか。低コストで導入がしやすいメリットが挙げられます。また他社の路線経由でルート明確化を目的に。

糸魚川駅や越後湯沢駅、六日町駅に乗り換え改札機の設置を通路などに挙げたいです。もちろん、ここでも車載型 IC 改札機で対応も悪くないはずです。

(平成 31 年 3 月 6 日)

### 【お返事】

鉄道路線のサービス改善は、鉄道事業者が自社の経営理念や経営状況に応じて判断すべきものと考えています。民間企業に対する監督官庁の行政指導を除き、行政から鉄道事業者に行う要請や要望について、実施の可否は事業者各々の経営判断に委ねられます。

いただいたご意見には、生活交通の利便性の確保の視点などから既に鉄道事業者に対し、行政から要望している事項もあります。いただいた多くのご意見を参考にさせていただき、必要に応じて鉄道事業者に要望したいと考えます。

今後も、地域の交通体系の要である鉄道の維持確保と利便性の向上について、鉄道事業者と協議しながら取り組んでいきます。ご意見ありがとうございました。

(担当：企画政策課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658